

省燃油操業実証事業

申請手続きをより簡素化しました！

平成20年10月24日から、申請手続きの一部が変わりました。

**申請書における省エネのための取組が選択式となりました！
該当する取組にチェックをし、取り組む内容を記入します。**

詳しくは、「[省エネ型操業転換計画認定申請書の記載例](#)」をご覧ください。

**交付申請計画書と概算払請求書を一体化しました！
交付申請時に同時提出できるので、手続きが1回で済みます。**

注：10月24日以前に申請手続きをすませた方は、今回の変更により手続きをやり直す必要はありません。

よし、決まった！これで問題解決！！

事業申請はかんたんです!!!



① 漁協が事業の実施者。

漁協を通して事業を申請したり、助成金を受け取ったり、サポートします。

② 5隻以上のグループをつくる。

5隻あつまらないヨ!!

地域の事情で、2隻以上・複数経営体でも事業に参加できます。1隻しかいない場合も他の地区のグループに参加できる場合もありますので、漁協・漁連にご相談ください。また、おなじ省燃油の取組なら、異なる漁業種類どうしてグループをつくることもできます。



③ 10%以上の省エネ計画。

どうやって省エネしたらいいのかわせて下さい!

減速航行など、様式に列挙した取組のほか、どのような取組でもかまいません。他の地区の事例もありますのでお問い合わせ下さい。



平成19年以外の年も基準年とすることができます。「平成18年」、「平成17年」、「平成18年と17年の平均」の中からも基準としてふさわしい年を選べます。それでも適当でない場合には、水産庁長官の特認制度もあります。(これで、知恵と工夫しだいで無理なく省エネ操業が可能となれば...)

④ 1年間(以内)の実施期間を指定。

操業スタイルに合わせて、期間を決めたい。また、複数の漁業を組み合わせても参加できるの??

スタートの月を指定できます。複数の漁業を営んでいても、操業期間の合計が1年以内の計画ならOK。



事業申請書(概要)

① 漁協名 J F O O O

② グループ名と漁業の概要

③ 省エネ型操業転換計画

④ 事業の実施期間

漁業者	漁船	燃油・	水揚・	...

⑤ 燃油使用量の上限や事業費計算書

⑥ 実証事業の結果の取りまとめ経費

⑦ 都道府県による管理・指導

(実際の様式とは異なります
..具体的な手続きは、漁協や漁連にお問い合わせ下さい。)

***基準年として平成19年を使用しない場合について(申請書の記載事例)**
「平成19年は例年の操業形態と異なり、燃油の使用量が異常な年であった漁船については、通常使用量の年を基準年とした。」等。
(事業実施者で資料等の整備が必要です。)

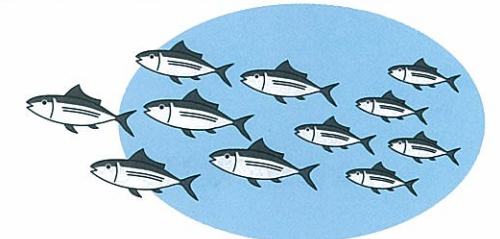
⑤ あなたの燃油使用量の上限値、そして、基準年の水揚げ金額など簡単なデータを記入。

この事業は、より手続きをかんたんにするため、所得の申告を待たず、水揚げ金額と燃油費が分かればOKとなります。

水揚げ金額が増加した場合、助成額が減少。または助成額がもらえないことにも!?

燃油費増加を水揚げ金額の増加でカバーできない! ということがないように、燃油費増加分の最大9割について助成するものです。

水揚げ金額が増加した場合、徐々に助成額は減額し、燃油費の増加分相当まで増加した場合、助成額は0(ゼロ)となります。ただし、それ以上に水揚げ金額が伸びた場合には、その増加分はすべて漁業者の収入となります。



⑥ 漁協等の必要な事務経費の計画。

燃油使用量、水揚げ金額の集計や助成金・返還金の管理などのために必要な事務経費は助成されます。(事業に要した燃油費の2%以内)

⑦ 都道府県による管理・指導

都道府県は、省エネ型操業転換計画づくりなど、燃油高騰を乗り切るための漁業改革を指導したり、事業の円滑かつ適正な実施に指導・管理の役割を果たします。

事業契約書

(漁協と締結)

(漁協と締結)

省エネ型漁業への転換協定書

「契約書」は漁業者・事業者ごと。「協定書」はグループの代表で結び、組合員が連名で押印。

燃油費増加分の最大9割が支援されます!

いつからの値上がり分を助成してくれるの??

平成19年12月末の価格を基準とし、その後高騰した燃油費の最大9割を助成します。平成19年12月以降の燃油価格の急騰に対して措置された事業です。

(記載例)

省エネ促進協議会設置承認申請書
省エネ型操業転換計画認定申請書
省燃油操業実証事業実施計画認定申請書

番 号
年 月 日

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 服部 郁弘 殿

補助事業者の名称
及び代表者氏名

社団法人 大日本水産会
会長 中須 勇雄 殿

省エネ促進協議会設置承認申請者
省エネ型操業転換計画認定申請者

協議会運営者の名称
及び代表者氏名

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者

事業実施者の名称
及び代表者氏名

漁業協同組合
代表理事組合長

印

省エネ促進協議会
省エネ型操業転換計画
省燃油操業実証事業実施計画 } を設置したので、承認
を策定したので、 { 認定 } を申請する。

1. 省エネ促進協議会関係

< 名称 >	県省エネ促進協議会	漁業経営改善等に関する 既存の検討会を有効に活用してください。
< 運営者 >	県漁業協同組合連合会	
< メンバー > (所属)	(役職) (氏名)	
漁業者の代表、 漁協・漁連等関 係団体の職員、 地方公共団体の 職員、有識者等	県漁業協同組合連合会 県信用漁業協同組合連合会 県漁業共済組合 県 課 県水産試験場	

2. 省エネ型操業転換計画関係

(1) 燃油使用量を10%以上削減するための取組み

< 地域及び漁業の概要 >	計画に参加する漁業者の地域及び漁業種類及びグループ名 を書いてください。
地域: 県 市 地区	
漁業: 漁業(月 ~ 月) 漁業(月 ~ 月)と 漁業(月 ~ 月)の兼業	
グループ名: 地区 漁業者グループ	
< 燃油経費の状況及び問題点 >	燃油価格高騰により、困っている状況を書いてください。
本地域の 漁業の水揚げ金額に占める燃油経費の割合は、平成 年(燃油価格高騰以前)は約 %であったが、燃油価格の高騰により、平成19年には約 %となった。経費の急激な増加により漁家経営は非常に厳しくなっている。	

< 漁船の燃油消費量削減のための取り組みと具体的内容 >

以下の取り組みを実施することにより、燃油消費量を %削減する。
(複数欄チェックも可。具体的内容をチェックをした欄の括弧内に記載すること。)

- ・行おうとする取組にチェックをし、例示を参考にして取組内容を補足説明して下さい。
- ・休漁日の設定は、必ず他の取組と併せて行う必要があります。
- ・例示全てに取り組む必要はありません。・また、例示以外の取り組みでも可能です。
- ・燃焼効率改善装置の導入は、公的機関が効果を確認した装置に限ります。

航行速度の低減

〔 漁場の往復、漁場移動の際の航行速度を ノットから ノットにすることにより(%)低減。 〕

操業時間の短縮

〔 ・敷設漁具数の削減により、1日(1操業)あたりの操業時間を 時間から 時間に(%)短縮。
・曳網時間(回数)の削減により、1日(1操業)あたりの操業時間を 時間から 時間に(%)短縮。 〕

休漁日の設定

〔 採算性の低い時期等に休漁日設定し、出漁日を 日から 日に(%)削減。 〕

集魚灯の光力削減、点灯時間の短縮

〔 ・集魚灯の光力を kwから kwに(%)削減。
・集魚灯の点灯時間を %短縮 〕

乾燥機の効率的な使用

〔 ・出入口での冷氣遮断等の保温措置、下級品の製造中止による乾燥機の稼働時間を %短縮。 〕

船底、プロペラの清掃

〔 ・船底、プロペラの清掃を定期的に行い、船体表面の摩擦抵抗を削減。 〕

過剰な積載物の撤去

〔 ・不要な漁具、漁撈機械を甲板から降ろし積荷を軽減。 〕

その他

< 削減の根拠 >

(新たな休漁日の設定、 航行速度の低減、 操業時間の短縮に取り組むとした場合の記載例)

年間操業日数は150日

航海毎の燃油使用比率は、航行時:操業時 = 6:4

航行速度を3%低減することにより、航行中の燃油消費量を6%削減。

操業時間を10%短縮することにより、操業時の燃油消費量を10%削減。

休漁日を新たに年6回設定することにより、操業日数を4%削減

取り組みごとに、どの程度の燃油消費量の削減が見込めるのか記述してください。
全漁連、(財)省エネルギーセンター等が漁船の省エネルギーに関するパンフレットを作成しているので参考にしてください。

(取組み導入による削減量)

基準年の燃油使用量をFとする。

取り組みごとに、削減量を算出してください。

による削減: $F \times 0.04 = 0.04F$

による削減: $F \times (1 - 0.04) \times 0.6 \times 0.06 = 0.0346F$

による削減: $F \times (1 - 0.04) \times 0.4 \times 0.1 = 0.038F$

(削減効果%) = $0.04F + 0.0346F + 0.038F = 0.1126F \Rightarrow -11.2\%$

(2) 協議会の開催実績

平成20年 月 日 第1回 県省エネ促進協議会開催

協議事項: 協議会会長及び会長代理の選任。省エネ型操業転換計画の策定。

3. 省燃油操業実証事業実施計画関係

(1) 基準年(平成19年(異なる年を使用する場合はその年))の実績の申告

別紙のとおり

(2) 実証事業の予定実施期間

平成20年 月 日 ~ 平成21年 月 日

1年以内

(3) 実証事業中における燃油使用量の上限及び事業費

申請時の価格

ア 実証事業中における燃油使用量の上限及び燃油にかかる事業費

基準年の使用量 × 0.9

漁業者名	船名	(N) 燃油使用量の上限 F X 0.9(k)	(O) 事業期間中の燃 油平均価格見込 み	(P) 事業費 N X O	主要水揚げ港
× ×	× 丸	.	,	.	港
	丸	.	,	.	港、港
有限会社 漁業	丸	.	,	.	港
	丸	.	×××, ×××	.	港
水産株式会社	第一 丸	}	,	.	港
水産株式会社	第八 丸				港
合 計		.	.	.	

グループで10%以上削減する場合は、一括して書くことができます。

イ 実証事業の結果のとりまとめに要する経費

項 目	事業費	備考
人件費	, 円	パート職員(人・日)、職員(時間・人)
旅費	, 円	漁協 - 漁連 (人回)
会議費	, 円	会議開催(回)
合 計	, 円	

事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費として、事業に要した燃油費の2%まで認められます。

(4) 都道府県による事業の管理・指導

県 課が省エネ促進協議会に参加しており、同課より本事業の実施について指導を受けることとしている。

(記載例)

別紙

基準年の実績の申告(3の(1))

認印で可

どちらかに
を
付けてください

使用した基準年を書いてください。
19(平成19年)、18(平成18年)、
17(平成17年)、87(平成18年及び17年の平均)、特
(水産庁長官が特に認める値)

基準年において最も購入量が多
かった燃油販売業者と、その業者
の平成19年12月末の販売価格を
書いてください

事業実施者の名称及び
代表者氏名

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者

漁業協同組合
代表理事組合長

印

漁業者名	船名	総トン数 (トン)	漁業共済 加入 (有 無)	基準年	漁業に使用 した燃 油の種 類	漁業に使用した燃油の額			漁業に使用した燃油の量			最も燃油の購入量が多かった購入先			水揚金額			水揚金額に対する 燃油の額の率 (M=C/L × 100) (%)	漁業者 証明印
						漁協系統からの 購入額 (A) (円)	その他の 購入額 (B) (円)	合計 (C=A+B) (円)	漁協系統からの 購入量 (D) (k)	その他の 購入量 (E) (k)	合計 (F=D+E) (k)	名称 (G) (円)	(G)の平成19 年12月末の燃 油価格 (H) (円/k)	基準となる 燃油の額 (I=F × H × 0.9) (円)	漁協共販販売額 (J) (円)	その他による 販売額 (K) (円)	販売額合計 (L=J+K) (円)		
× ×	×丸	9	有 無	特	A重油	,	,	,	,	,	,	漁協	,	,	,	,	,	,	印
	丸	9	有 無	19	軽油	,	,	,	,	,	,	漁協	,	,	,	,	,	,	印
有限会社 漁業	丸	15	有 無	19	A重油	,	,	,	,	,	,	(株) 石油	,	,	,	,	,	,	印
	丸	15	有 無	18	A重油	,	,	,	,	,	,	(有) × × ×	,	,	,	,	,	,	印
水産株式会社	第一丸	19	有 無	17	A重油	,	,	,	,	,	,	漁協	,	,	,	,	,	,	印
水産株式会社	第八丸	19	有 無	87	A重油	,	,	,	,	,	,	漁協	,	,	,	,	,	,	印
			有 無																
			有 無																
小計					A重油 軽油														
合計																			

基準年には、該当する次のいずれかを記載。 19(平成19年)、18(平成18年)、17(平成17年)、87(平成18年及び17年の平均)、特(水産庁長官が特に認める値)

基準年として、平成19年を使用しない場合は、その理由を記述すること。

漁業に使用した燃油の額及び燃油購入額は消費税込みとする。

本事業の対象となる「漁業に使用した燃油」の範囲については、租税特別措置法第90条の6第1項に規定された「農林漁業の用に供するもの」のうち、漁業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。

「漁業に使用した燃油の額」、「漁業に使用した燃油の量」、「最も燃油の購入量が多かった購入先」については、燃油の種類毎(漁業用A重油、軽油等)に記述する。

「漁業に使用した燃油の量」は、小数点以下3桁まで記載(小数点以下4桁を切り捨て)

お問い合わせ先

水産庁資源管理部沿岸沖合課

漁船漁業対策室

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

TEL . 03 (3502) 8469

FAX . 03 (3501) 1019

担当:保科、永田、和澤